ご来園の皆様へ

令和２年４月１日より、屋外喫煙区域以外、
赤穂海浜公園では禁煙です

兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例の改正に伴い、令和2年4月1日より、都市公園の敷地では禁煙となりました。

ただし、当分の間、屋外喫煙区域を地図のとおり設けていますので、喫煙される方はこちらでお願いします。

受動喫煙防止にご協力をお願いします。

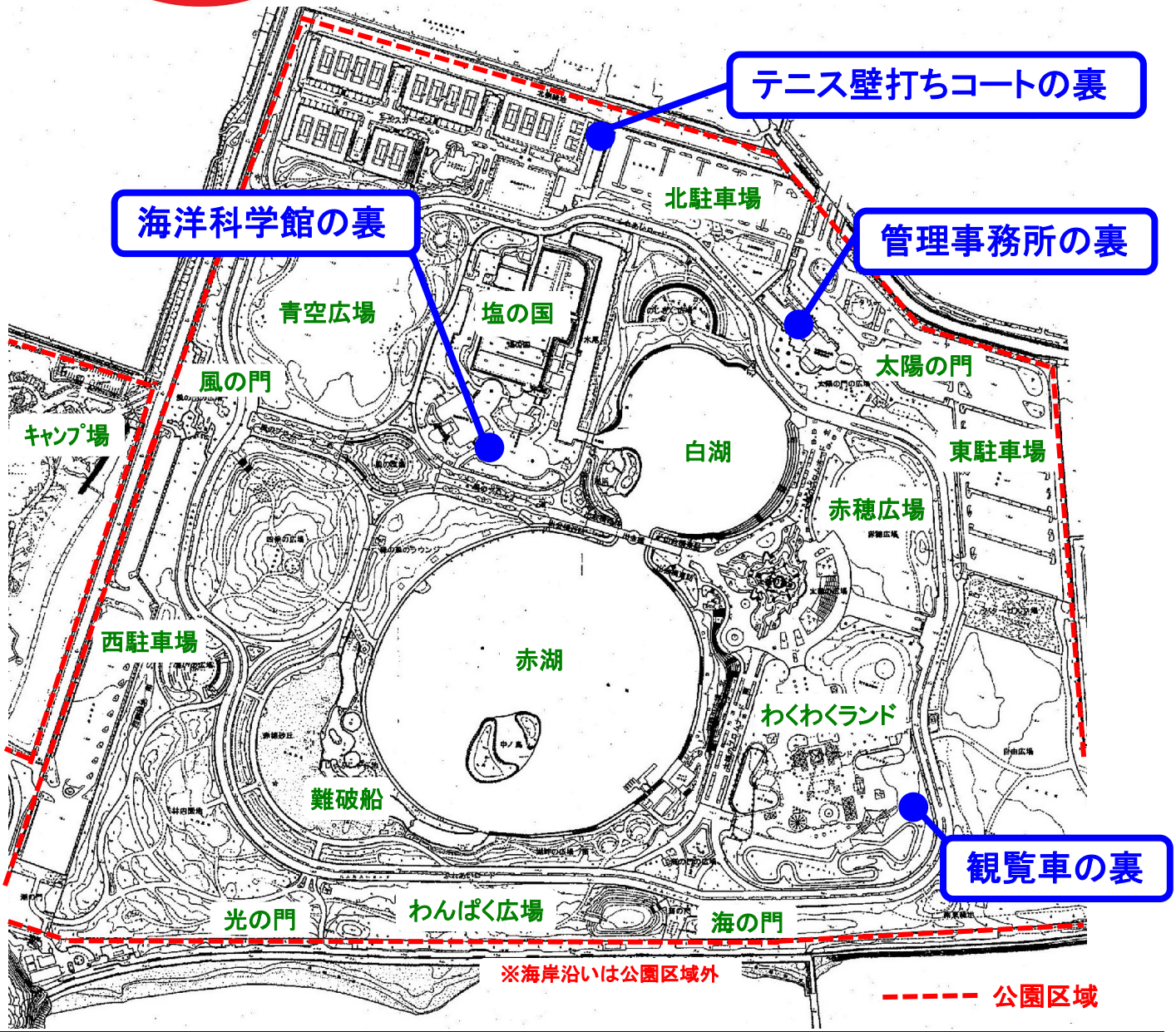

兵庫県、（公財）兵庫県園芸・公園協会